

滋賀県国民健康保険 保険料水準の統一について

令和8年9月24日
健康福祉部保険年金課

目次

- 1. 現状と国保制度改革 … P 3
- 2. 保険料水準の統一を行う目的 … P 4
- 3. これまでの経緯 … P 5
- 4. 保険料水準の統一の時期について … P 6
- 5. 統一後の保険料率決定について … P 7

現状と国保制度改革

国保を取り巻く現状

(1) 医療保険制度を取り巻く現状

- ・ 増大する医療費（国民医療費 48.0兆円(令和5年度)）
- ・ 少子高齢化の進展による現役世代の負担増

(2) 国保の構造的な課題

- ・ 年齢構成が高く、医療費水準が高い(全体の約半分は前期高齢者)
- ・ 小規模保険者の増加（滋賀県国保被保険者数 30万人(H29)⇒**23万人(R7.9末)**）

医療費の増加、少子高齢化の進展等により小規模保険者では**単独での財政運営困難**

国保制度改革

(1) 国の財政支援の拡充

- ・ 毎年3,400億円（低所得者対策、保険者努力支援制度 等）

(2) 県が財政運営の責任主体

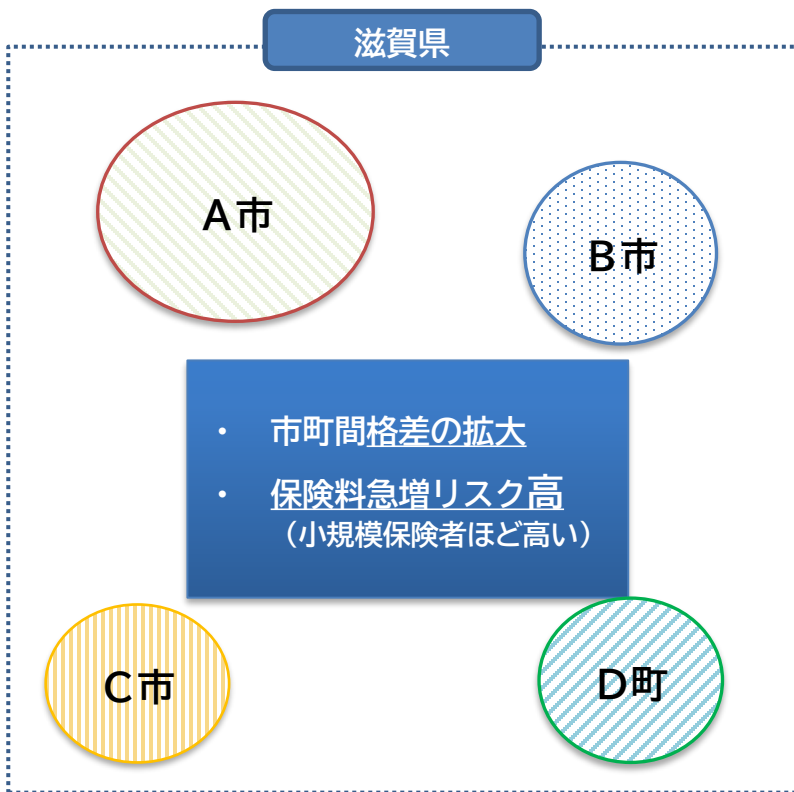
- ・ 保険給付費に必要な費用を**県が全額交付** ⇔ 市町は**納付金**を納付

「大きな財布」を設け県が財政運営を担うことで、国保制度を安定化

保険料水準の統一を行う目的

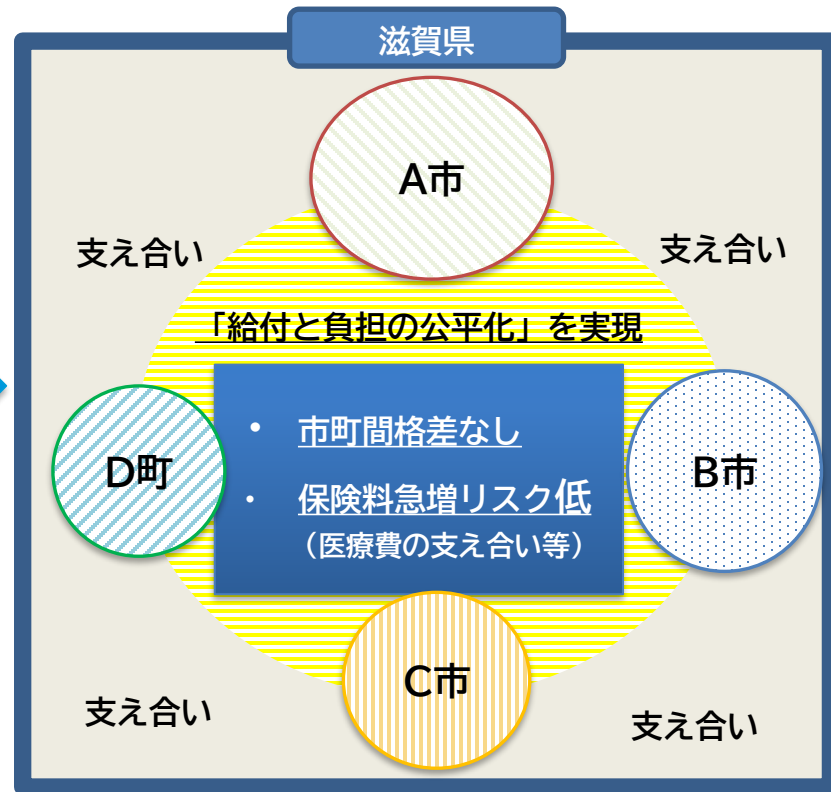
県内市町の支え合いを強化し、「保険料負担と給付の公平化」を実現すること

保険料水準の統一をしない



滋賀県が目指す国保

保険料水準の統一をする



これまでの経緯

保険料水準の統一に向けて、改革当初から県・市町合意のもと、取組を推進

国保改革（平成30年度）以前

【平成27年度】

○保険料の県内の統一は基本的な考え ⇒H27.8.4 首長会議

【平成28年度】

○将来的には保険料水準を統一することについて概ね合意

【平成29年度】

○保険料水準の統一は、令和6年度以降出来るだけ早い時期を目指す。

○平成30年度から医療費を各市町で支え合う。

第1期運営方針（平成30年度～令和2年度）

○保険料水準の統一は、令和6年度以降出来るだけ早い時期を目指す。

○医療費は県全体で支え合う。（市町ごとの医療費水準は納付金算定に反映させない。）

第2期運営方針（令和3年度～令和5年度）

○保険料水準の統一は、令和6年度以降出来るだけ早い時期を目指す。

○市町ごとの収納率の差は県全体で支え合う。（市町ごとの収納率を納付金算定に反映させる。）

○県全体で支え合う経費（例：出産育児一時金）や分かち合う公費（例：保険基盤安定制度（保険者支援））を拡大する。

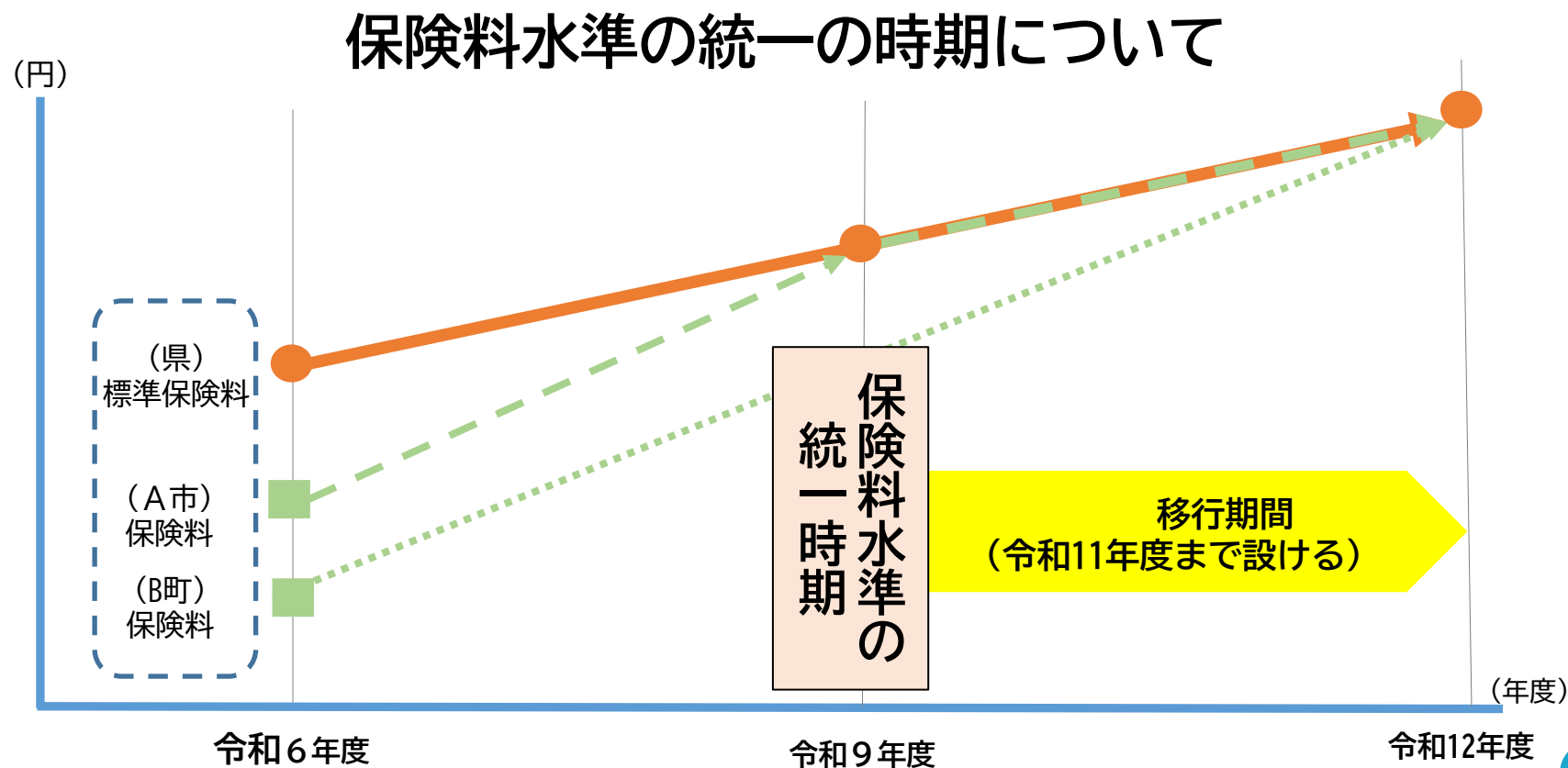
第3期運営方針（令和6年度～令和11年度）

○保険料水準の統一は、原則令和9年度（ただし市町の個別事情を考慮する）

○市町の国保財政安定化のため、納付金精算制度や県からの繰入の拡充をはかる

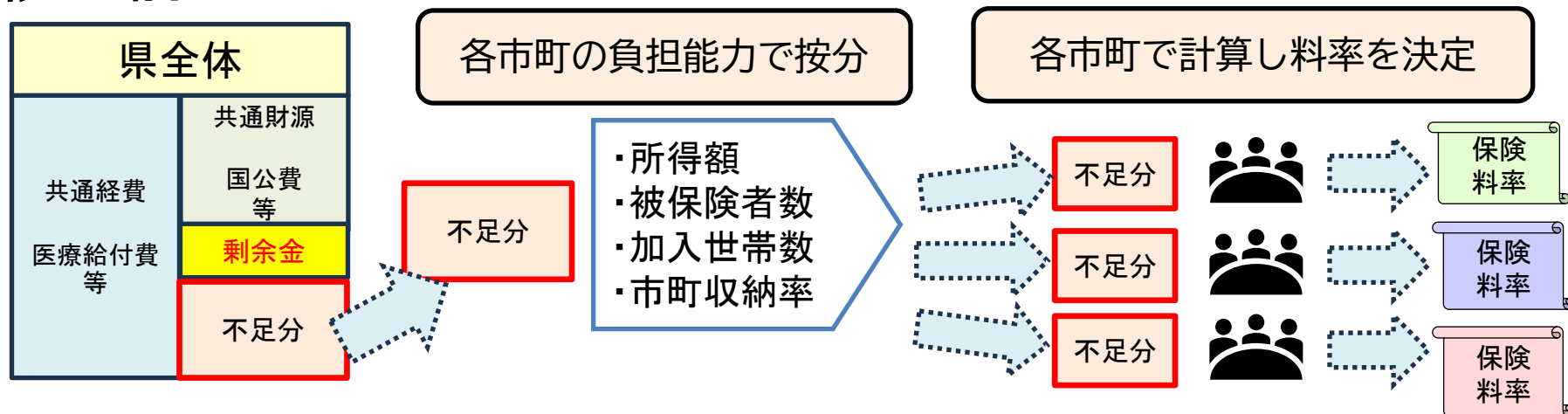
保険料水準の統一の時期について

原則として令和9年度に統一を行う。ただし、市町の財政状況等により令和11年度まで移行期間を設けている（財政調整基金を活用してゆるやかに統一保険料へ移行するため）。



統一後の保険料率決定について

統一前



統一後

